様式第2号(第3条関係)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 固定資産税課税免除決定通知書 | | | | | | |
| 第　　　　　号  年　　月　　日      　　　　　　　　　　様  土佐清水市長  　　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった固定資産税の課税免除について，下記のとおり決定したので，土佐清水市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例施行規則第３条の規定により通知します。  記 | | | | | | |
| 課税免除の可否 | | | | 可　　　　　　　　　否 | | |
|  | | | | | | |
| 課税免除年度 | | | 年度 | | | |
| 区　　分 | | 土　　地 | 家　　屋 | | 償却資産 | 合　　計 |
| 固定資産税額 | | 円 | 円 | | 円 | 円 |
| 課税免除額 | | 円 | 円 | | 円 | 円 |
|  | | | | | | |
| 課税免除をしない理由 |  | | | | | |
|  | | | | | | |
| 備考 | | | | | | |

この決定に不服がある場合は，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，土佐清水市長に対して審査請求をすることができます（なお，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても，この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り，当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，土佐清水市を被告として（訴訟において土佐清水市を代表する者は土佐清水市長となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし，次の(１)から(３)までのいずれかに該当するときは，審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

　(１)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

　(２)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

　(３)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。